

経済建設常任委員会会議録

平成24年8月9日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 12:09

案 件

1. オートレースの運営について
2. 産業振興について
3. 建設行政について

報告事項

- 工事請負契約について (上下水道部 総務課)
地方分権一括法の施行に伴う「義務付け・枠付け」の見直しに係る条例制定について
(建築住宅課・土木管理課・都市計画課・上水道課・下水道課)
平成24年7月13日からの集中豪雨による災害について (農業土木課・土木管理課)
工事請負契約について (上下水道部 総務課)
工事請負契約について (契約課)
市の管理道上における車両損傷事故について (土木管理課)
市道上における車両損傷事故について (穂波支所 経済建設課)

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「オートレースの運営について」を議題といたします。

「平成23・24年度売上額及び入場者の状況等について」、「払戻率の変更による影響額について」及び「オートレース川辺の売上状況等について」、執行部の説明を許します。

事業管理課長

オートレースの運営について補足説明をいたします。

平成24年度飯塚オートの4月から7月までの売上額及び入場者数について説明いたします。資料1ページの「平成23・24年度売上額及び入場者比較表」をお願いいたします。24年度Bの小計のところでございます。開催日数は27日、売上額は30億9968万円、1日平均の売上額は1億1480万2963円となっており、前年度同時期、C欄の小計のところですが、開催日数25日、売上額は45億8199万7000円、1日平均の売上額は1億8327万9880円でしたので、累計売上額ではE欄のところですが、14億8231万7000円の減額、1日平均では6847万6917円の減となっております。次に、入場者数は表の右のほうの24年度実績F欄でございますが、今年度84,833人で1日平均では3,142人、前年度が89,411人で1日平均は3,576人でしたので、売上額と同様に累計入場者は4,578人の減となっております。この原因につきましては、G ダイヤモンドレースを昨年は6月に開催し、その売上額が含まれていることが主な要因であります。前年に対しまして、引き続き減少傾向にある結果となっております。

次に、払戻率の変更に伴います影響状況について説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。この資料は、払戻率が変更となりました6月9日以降の開催の売上金額に対しまして、施行者に生じる5%の余裕資金の状況をまとめたもので、7月末までの本場開催が4節15日間で合計売上金額が13億7327万9300円で、いわゆる5%相当額の余裕資金は6866万3965円となっております。払戻率変更に伴います売り上げの影響につきましては、

下段資料に 印で（参考）と記載しておりますが、平成24年度の6月・7月の15日間の1日当たりの入場者及び1人当たりの購買額、平成24年度の払戻率変更前のゴールデンウィークを除く7日間の1日当たりの入場者及び1人当たりの購買額、平成23年度の6月・7月開催のG を除く12日間の1日当たりの入場者及び1人当たりの購買額を参考資料として掲載しております。この資料で比較してみますと、平成23年度同時期と比較しまして1人当たりの購買額で12.1%の減、平成24年度変更前と比較しまして、1人当たりの購買額で19.4%の減となっております。払戻率の変更が少なからずも影響しているものと考えられますが、本場開催時における食事利用券の配布や生活便利グッズのダブルチャンス券の配布など、ファンサービスを引き続き実施し、今後の売上状況の推移を見守りながら、ファンサービスの向上、施設の改善等に努めてまいりたいと考えております。

次に、オートレース川辺の売上状況等についてご説明いたします。資料の4ページをお願いします。先月7月18日に飯塚オート専用場外発売所「オートレース川辺」をオープンいたしました。設置者の株式会社デュナミスが主催で、飯塚市長、南九州市長、飯塚市議会議長、南九州市議会議長、議員、その他多くの来賓の方々、また、森且行選手、佐藤摩耶選手もテープカットに参加し、盛大にオープニングセレモニーを実施いたしておりますので、報告させていただきます。

次に、資料3ページをお願いします。7月30日までの売上状況について資料を添付いたしております。1日の売り上げは平均で約70万円弱、入場者は220名弱となっております。売上目標に対しましての達成率は約14%、入場者目標に対しましての達成率は約60%となっております。売上金額につきましては、1人当たりの単価が約3,200円となっており、オートレースそのものの競技内容の理解度などが影響しているものと考えております。また、平均で220名の入場がっており、入場していただいたファンの方々も一定の期間の慣れが必要ではないかと考えておりますが、このような状況を踏まえ、設置者、JKA等と協議しながら、認知度の向上や効果的な集客方法について、さらに検討しているところでございます。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「産業振興について」を議題といたします。

「飯塚市新技術・新製品開発補助金及び飯塚市販路開拓支援補助金について」、執行部の説明を許します。

産学振興課長

さきの経済建設委員会の中で資料の要求がございましたので、このたび新技術・新製品開発補助金の状況、そして販路開拓支援補助金の状況について、A3の資料、都合2枚でお示しをいたしておるところでございます。

まず新技術・新製品開発補助金でございますが、これは平成12年度から実施いたしております。平成24年度までの13年間で申請件数は51件、採択件数は19件となっております。これまでの成果といたしまして、補助金交付を受けたあと製品化に至ったものが8件、国等の競争的資金獲得に至ったものが4件、廃業やその他の資金繰りなどでやむなく中止となりましたものが3件となっております。また、交付決定後、企業の諸事情により辞退され取り消しとなったものが1件ございます。通算いたしますと、平成12年度からの交付決定額は

5 2 2 1 万 2 5 0 円、補助金交付額は4 2 2 1 万 2 5 0 円となっております。

このように、本補助金は13年にわたって実施いたしておりますが、例年採択件数以上の申請がございまして、補助金制度に対しまして地元企業の期待は高いと見ております。また、新技術や新製品の確立とあわせて、経済産業省や産業支援機関などが支援する競争的資金を獲得して行う研究開発事業に採択されるといったことがありまして、さらに進展しているものもございまして、総じて、将来への可能性、発展性が期待できる補助金制度であると確信をいたしておるところでございます。

それから、販路開拓支援補助金についてでございますが、これは平成22年度から始めている、まだ始めて日の浅い補助金でございますが、平成22年7月に補助金交付要綱を定めております。ベンチャー企業をはじめとする地元企業の定期的な訪問活動を現在行っておるところでございますが、企業の実情をお聞きする中で特に販路開拓を行うに当たってその手法とか手段、経費など側面的な支援を希望される声が多かったということから、先進事例なども参考にいたしまして22年度から実施しているところでございます。ただ単に補助金を交付するというだけでなく、国や産業支援機関等が実施しております販路開拓の支援事業として、マーケティングの専門指導、あるいは資金調達、販路開拓コーディネーターの活用、商談会、展示会がありますので、交付された補助金が効果的に活用できるよう、紹介や取り次ぎを行っているところでございます。

本補助金の交付を受けますと、これは新技術のほうもそうでございますが、5年間、毎年の事業実施後の状況報告を提出していただくことになっております。このようなことから、資料としてお示しておりますように、平成22年度からの成果といたしまして売上総額4585万円というふうになっております。いずれの表にいたしましても、24年度の交付額はまだ24年度進捗中でございますので、ここは空欄となっております。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

いま説明をいただきました新技術・新製品開発補助金と販路開拓支援補助金、これはあくまでも新技術・新製品の開発をされた所に販路開拓支援補助金を出されていると。この前に載って来た部分の後、できあがったものに対しての販路の開拓で販路開拓補助金というのを出してあるということで間違いはないですか。

産学振興課長

新技術・新製品開発の補助金のみで採択で終わる所もございまして、それから販路開拓といったことで申請をされて、さらに販路開拓というふうな形の補助金を受けられる企業もあって可能でございます。

瀬戸委員

それでは、別々でもいいということを言われてあるんですね。それとですね、これ大変いいことじゃないかなと思ってるんですが、新技術・新製品開発補助金の最高額が500万円までと。これは500万円までということなんですか。どうですか。

産学振興課長

新技術・新製品開発補助金、これは当初から予算の許す限りということですので、当初から500万円という数字をあげてやってきておりましたが、平成22年度からは250万円、そして平成24年度からは200万円という、予算の範囲内ということではいま上限を定めまして実施をいたしております。採択を受けた申請者の金額が、今のところはその金額に見合うような状況にはなっております。

瀬戸委員

ということは、予算が減って来ているということですか、上限が。これね、飯塚市で起業さ

れている飯塚市内の業者さんの限定ですよ。となると、当然こういうのができて、販路開拓して会社がよくなれば雇用にもつながってくるということになるかと思うんですが、地元の雇用に関しては、この関連はどんなふうに関係していますでしょうか。

産学振興課長

委員ご指摘のようにですね、私どももこの補助金によりまして企業さんの自立といいますか、チャレンジする精神を養っていただくということ、それとこの交付によりましてところの売り上げ、そして雇用といったものを期待しております。残念ながら、今のところ雇用にはですね、いろいろ調査項目にあげておりますけれども、雇用に結びついたという、増になったということはいま報告にはあがってきておりませんが、今後期待しております。

瀬戸委員

これ、いま言ったように、500万円からだんだん下がって200万円と。もう少し上限を決めないで、いいものはどんどん出してやると。そして、育ててやってですね。しかし、まあ大概の場合、ベンチャー企業育成で育てていって、よくなれば福岡のほうに出て行って福岡のほうに本社を構えられるというふうなことがありますからですね、いくら応援してあげても、いいものができあがった、会社がよくなった、でもよくなれば、福岡のほうに出て本社を持って行くということが多々あるかと思うんですけど、そういうものにある程度縛りをかけられて、いいものができ上がって会社が大きくなって飯塚にいていただくと。例えば10年とかいうような枠を決めてですね、そういうふうにしてもっとその補助金を出してあげて、いい会社はどんどん伸ばしてやるような施策をとられたらどうかなと思いますが、部長どんなふうでしょうか。

経済部長

ただいま委員のほうからご指摘をいただいておりますけれども、この補助金につきましてはこういったトライバレー構想で事業を始めまして、トライバレー構想で本市が投入している予算が開始当初からおおむね約3800万円という総枠の中で事業展開を行っております。ただいま課長がご説明申し上げましたように、研究開発補助金が事業を開始した当初からずっと始めている補助金ですが、この販路開拓支援補助金というのは、いわゆる地元の中小企業さん、こういうあたりの企業さんを訪問しいろいろヒアリング調査を行う上でいま何に困っているのかというふうな実態を見ながらですね、いろんな補助金を新たに創設したりしてやってきております。ですから、そのときのニーズに応じた事業展開をしているという状況になっているというふうに判断いたしておりますが、いかんせん、総枠につきましては委員ご指摘のように、いいところにはいいものであれば潤沢な予算があればそこに予算投入はできるわけですが、非常に厳しい財政状況の中で私どもも配当された予算の中で知恵を絞りながら事業展開いたしておりますので、今ご意見がありましたようなことも今後含めてですね、いい施策として展開できるような方法については考えて検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

次に、「飯塚市地方卸売市場について」、執行部の説明を許します。

農林振興課長

卸売市場の民営化につきましては、5月14日の経済建設委員会で破談となった経緯についてご報告いたしました。その際に新築豊青果株式会社の持株会社であるアインバンドホールディングス株式会社が株式売却でフレッシュMDホールディングス株式会社の傘下に入ったことで、今後の交渉窓口や方針の変化はないのかと、道祖委員からご質問を受けておりましたので、そのことについてお答えいたします。

今回、民営化協議につきましてはいったん破談となりましたが、市の民営化方針は変わっておりません。

そこで、青果市場の民営化協議の窓口がどこかということにつきまして協議、確認いたしましたところ、アインバンドホールディングスが一任されており、株主総会で新たに承認を受けた中山社長が決定権を持っているということでございます。

市場の民営化については、新体制で改めて協議を進めたいとの考えはあるということですが、現状は青果の商業組合等との関係修復を図っている段階でございます。したがって、民営化について正式な交渉を再開するには、もうしばらく時間を要するものと考えております。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

次に、質疑通告されておりました「直方市への自動車関係企業進出に関連して」、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

7月13日の朝日新聞の記事がここにありますが、これによりますと、「車部品工場 直方へ進出、長野の城南製作所 市と協定、締結式で握手を交わす百鳥保富社長や向野敏昭市長ら」ということで、それとこれ、横におる人は県の方だったと思いますけれど、そういう記事が出ておりますが、飯塚市も企業誘致に積極的に取り組んでいっておりますけれど、この直方にはこのように今年になって企業が2社進出してきております。これ、日産系というふうには聞いておりますけれど、飯塚市に対してのアプローチはなかったのかどうか。あったとして、なぜ直方に企業が進出していったのか。要は、アプローチがありながらなぜ直方を企業として選ばれたのか、その理由を把握しておるのかどうか、お尋ねいたします。

企業誘致推進室主幹

ご指摘のこの企業につきましては、当初、県の企業立地課のほうから当該企業が北部九州で用地を探しているという情報がございましてご紹介をいただきましたので、私どもも誘致に取り組んでまいったところでございます。実際に県のご案内で、社長以下役員の方々が鯉田工業団地を視察に来られました。その後、私ども独自で折衝を重ねてまいったところでございます。ちなみに、私も経済部長とともに6月初頭、長野県の本社にお伺いをいたしまして立地のご案内を行ってきたところでございます。

直方に決まった理由というところでございますが、この企業はプレス加工の企業でございまして、工場から出る騒音をかなり気になさっておられました。より山合いに近い用地を要望されていたということも決定要因の1つというふうには考えておりますが、最終的にはインターチェンジに近い所に決定されたというふうには聞き及んでおります。

道祖委員

土地の売却価格等は直方市のほうが安いとか、そういうことはあるのかどうか。要は、競争面で不利だった点は何か、再度確認いたします。

企業誘致推進室主幹

ご案内のとおり、鯉田工業団地は平米8,100円でございます。今回決定いたしました直方の上頓野工業団地は平米8,000円というふう聞いております。ほぼ同様というところでございます。価格につきましてはそういう状況でございますが、今回決定になりましたのは先ほど申し上げましたとおり、インターチェンジにより近い所に決定をなされたというふうには聞き及んでおります。

道祖委員

ドイツの企業がさきに直方へ進出しておりますけれど、このときも同じことなのかどうか。

企業誘致推進室主幹

ドイツのマーレフィルターシステムズと今回の城南製作所は両方とももともと日産系の企業でございます、日産の位置しております北九州エリアにより近い所、あるいはインターチェンジにより近い所を選定されたというふうに考えているところでございます。

道祖委員

前回も言ったと思いますけれど、コスモスコモンで日産九州ですか、九州の社長さんなりその幹部の方をお招きして講演をしていただきました。そのとき私、委員会で指摘したんですけど、何となく飯塚の企業誘致に関して、何というか、会場が満杯になっていない。せっかくそういうトップ判断ができる方が来るのに、少し意気込みが足りないんじゃないかということをお委員会で指摘したと思いますけれど、そういう意気込みが足りないから、日産系は飯塚には来ないのかなとか、私は勝手に思っておるんですけど、そういうことはないのですか。

企業誘致推進室主幹

私も3年間名古屋にいましたので、どちらかというトヨタ自動車よりの政策ではないかというふうにお考えになる向きもあるかもしれませんが、私も日産とも十分に連絡を取りながら、情報交換をいたしながら、誘致活動に取り組んでいるという状況でございますので、決して日産自動車に対するアプローチが不足しているというふうには考えてはおりません。

道祖委員

であるならばですね、確かに企業ですから、距離の問題とか長い目で見たときにコストの問題があるから直方を選ばれるということは理解できますけれど、ただ企業誘致の面です、例えば土地の平米単価が100円高いと、まずこの平米単価で負けているということですよ。どっちを選びますかといったら、100円安いほうがいいですって判断になるかもわかりませんし、なおかつ距離が日産系であるならば十数キロメートル違うから、燃料費やら考えると、コストを考えると直方を選ぶ。しかし、その中でも飯塚は勝っていかなくてはならないと思うんですけど、そのための施策についてはどういうふうにお考えですか。時間的距離をいかにして縮めていくか、誘致のときに縮めていくか。そういうことについての考え方は何かお持ちなのかどうか。

企業誘致推進室主幹

上頓野と鯉田では約15キロメートルほどの距離があるというふうには考えております。その間の物流等のコストに対しては物理的に埋まる距離ではございませんが、現在、取付道路の建設に取り組んでおまして、道路環境といたしましては完成後格段に向上するというふうにお考えしております。これも1つのインフラの大きな要因になるということで、私どもに対しましては大きな後押しになるというふうにお考えしているところでございます。

道祖委員

あの取付道路をつくっているのは承知してますよ。場所を見に行っただけはありますからね。ただ、その取付道路をつくることによってインフラ整備が完璧になって、例えば飯塚の場合は公共下水道があるから、直方の場合公共下水道が入っているかということに入っていないというふうにお理解しております。そういう面では飯塚市のほうがインフラ整備は進んでいっていると思うんですけど、しかしそれでもやはり直方のほうを優先されているという現実を見ますとね、何らかの形で競争力を高める方法を考えたほうがいいのかと思いますけど、その点についてお考えがあれば示していただきたい。

経済部長

企業誘致推進室主幹のほうでお答えいたしておりますけども、確かに2社、最終的に直方市さんのほうに決定になりました。先ほどお答えいたしておりますように、用地分譲単価につきましては直方市さんが当初示された価格から一度お下げになっております。その結果8,000円という形で私も鯉田工業団地の8,100円、100円の差がついているという

現状がございます。ところが、私どもが持っております企業立地の促進補助金、この補助金の中身といたしましては、直方市さんが持っております補助金よりも私どものほうが内容的にはいい条件、整備になっております。そうしたことで、総合的な判断を誘致する企業の皆さん方には判断材料としてお示しをいたしながら企業誘致活動を進めているところであります。例えば、同じ条件で用地購入費、それから私どもがその企業さんに対して、出せる補助金の額、それから総合的に判断をしていただきたいというような、何と申しますか、交渉をですね、企業さんに対してお願いをしているところであります。しかしながら、そうしたことであってもですね、やはりインターに近いという利点というのは非常にこの2社については、私どもも痛感して大きな要素だというふうな結果として出てしまいました。でありますから、委員ご指摘のように、たった15キロメートルでありますけれども、この15キロメートルの差をどのように今後埋めていくのかということにつきましては、インセンティブの内容を拡充するであるとか、それからいろんな企業さんに対する要素、プラス要因をふやすということも1つの方策であろうというふうに考えておりますが、現在持っております企業誘致の立地補助金につきましては、まだ全面改正をいたしまして年数が5年たちません。そういった状況の中で、現状でまたその内容を見直すということが適当なのか、どうなのか。他市の状況等とも比較いたしましても、この市町村が持っている補助金の内容には決して劣らないというふうに理解をいたしておりますので、それプラス、私どもが鯉田工業団地に使用貸借特約の分譲制度というものも有しておりますので、こういったことも企業さんに訴えをしながら、現在誘致活動を進めているところであります。しかしながら、直方のほうに決まった2社につきましては、それぞれの事情があったかもしれませんが、主幹が申しましたように、やはり日産の工場に少しでも近いインターがそばにあるということが決定的な要因であったというふうに考えております。

道祖委員

長々とご説明していただいてありがとうございます。ただ結論から言えば、飯塚市が持っている制度等で競争していった負けましたと。距離的に15キロメートル違うから向こうはそれで選びましたということ言われているわけですね。だけど結果として、いい制度だと言ったって企業から見たらそれはまだ足りないわけですよ。見直して5年たっていないから、見直すのがいいかどうかというのを考えなくちゃいけないみたいなことをおっしゃいましたけど。現実的に競争力がない。競争力がないもので、どうやって企業誘致をしていくのかということ言っているんです。だから15キロメートルの距離を埋めるためには、一段の努力をして企業誘致をしていかないとだめだと。今の条件では企業が来ない。来ていない。これは現実じゃないですか。だから今ある制度を、より企業を誘致するために、有利な条件、企業が出やすい有利な条件、これを整えていくしかないじゃないですか。他の所に比べていいものを持っているんですよと言ったって、企業が来ていない現実。インフラ整備もきちっとしていますよと、しているけど来ていない事実。こういうことを考えたら、もう一段の企業誘致に対する取り組み方法を考えていかないとだめではないかと思えます。なぜならば、よく考えてみてください。円高が進んで行っていますよね。車産業だって、トヨタだって伸ばしてきているとはいっても、海外からの部品調達、こういうことはやはり念頭に置いているみたいな報道がなされていますよね。例えば、完成車だって、どこのメーカーでしたか、東南アジアから完成車を入れようとしていますよね。そういうことを考えていったときに、より一段と厳しい競争が求められる。そんな感じがするんですけどね。今まではそれでよかったかもわからないけれども、経済は動いていますから。現実的には負けているんですから。今のままでは座っていて、じっと待ったって企業は来ませんよ。だから、企業にとってよりよい条件を出しながら。例えば今あなたが言ったように、直方は飯塚よりも土地の価格が高かった、しかし直方に持っていくために100円下げた、それは魅力ですよ。そこまで直方はやっているということですよ。直方の分譲価格がいくらかは知りませんが、結果として分譲価格は飯塚市より高かったと。しか

し、安くしてでも企業誘致に取り組んだ。飯塚はそれだったら何をやるんですかということですよ、一段。こういうことについてどういうふうを考えていくのか。副市長、お疲れでしょうけど何か考えはないんですか。早く鯉田の工業団地に企業を持って来てくださいよ。

副市長

いま質問者が言われるのは、よく私も理解できます。もちろん担当部署のほうでもその辺は十分考えております。それで、今ご指摘の点の企業誘致に関しまして、ここいらで、いま言われました、具体的に言いますと、例えば土地の問題、製造原価方式云々ということも、原則それということでやってきましたけれども、やはり土地の値段、ことしも例の固定資産の基準年の見直しがあります。そういうことを含めて、単価の問題から優遇策を含めですね、やはり制度をもう一度、再度、再検討する必要があるのではないかとことは十分考えておりますので、早急にその方向でやりたいと。ただ、いたずらに土地をじゃあ安くすれば来るのかということ、これはまたなかなか企業さんのいろんな戦略の関係で難しいところもございますが、やはり、今のままではやはり、なかなか現実。ただ1社さん、ことし初めに現在工事にかかっておられますので、その辺の方の価格との兼ね合いがございますが、ここいらで融資制度、まあいろんな面でもう一度再検討なりが必要であろうというふうに考えております。

道祖委員

ぜひほかの都市に負けないように、勝つための政策、戦略を練っていただきたい。それとともに、やはり自動車産業の動向についてきちっと把握しながら、そういう政策を練っていかないと、世の中は変わっていっていますから、それに合わせてやっていかないと後手後手に回っていくと思いますので、その点要望して、この質問は終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

次に、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「建設行政について」を議題といたします。

「明星寺地区採石場周辺市道問題の経過について」、執行部の説明を許します。

土木管理課長

明星寺地区採石場周辺市道について、6月25日に開催されました委員会以後の経過をご報告させていただきます。

6月26日、太平建設に出しておりました通行認定について、その取消通知書を配達証明にて送付しております。また同日、この市道を通して新進工業さんの事業所の近くに資材置き場を所有している親和電設株式会社、こちらより通行認定の申請が提出されております。

6月27日、嘉飯山砂利建設株式会社より、待避所設置の自費施工承認申請が取り下げられ、太平建設有限会社より待避所設置の自費施工承認申請が提出されました。

6月29日、本会議で嘉飯山砂利建設から申請がありました待避所設置の自費施工承認申請に反対する請願が賛成多数で採択されました。

7月13日、明星寺地区採石場周辺市道における大型車通行禁止措置の解除と問題の根本解決を求める要望書が提出されております。

7月21日、嘉飯山砂利建設株式会社、並びに太平建設有限会社、両者の代理人の弁護士より、通行認定取消処分に対する異議申立書が配達証明で送付されております。

7月24日、親和電設株式会社、こちらから認定申請が出されておりましたけども、こちらに許可をしております。

7月25日、太平建設より待避所設置の自費施工承認申請の取り下げ、嘉飯山砂利建設株式会社より再度、待避所設置の自費施工承認申請が提出されております。また同時に、嘉飯山砂利建設及び太平建設より大型車の通行認定申請、これが再度提出されております。

7月26日、嘉飯山砂利建設に行いました違反車両の通行中止措置命令、これに対する異議申立書が代理人である弁護士より直接窓口へ持参されております。

8月6日、明星寺地区市道の待避所設置工事に反対する申入書が明星寺自治会ほか7自治会より提出されております。

また、大型車の現在までの通行状況につきましては、6月25日以降7月19日と20日の両日を除きまして、ほとんど大型車、10トン車、10トンダンプの通行はあっておりませんが、2トン車及び4トン車につきましては1日平均20往復程度の通行は確認しております。

現在のところ、地元のほうでは目立った問題、苦情等は今のところはあがっていないことを報告いたします。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

質疑の前に資料をちょっと要求したいんですけども、7月21日におけます異議申立書、並びに7月26日の異議申立書、この異議申立書の内容がちょっと知りたいので、申立書の控えがありましたら提出をお願いしたいんですけど、委員長のほうでお取り計らいください。

委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま小幡委員から要求のっております資料は提出できますか。

土木管理課長

資料の提出をさせていただきます。

委員長

おはかりいたします。ただいま小幡委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

準備されていますので、事務局に配付させます。

(資料配付)

質疑はありませんか。

小幡委員

資料いただきました。まだ中身を見てませんので再度ゆっくり見たいと思いますけども、経過報告の中の7月13日に根本解決を求める要望書が提出されたとありますが、これはどこの会社のほうが提出したのですか。

土木管理課長

7月13日に提出されました明星寺地区採石場周辺市道における大型車通行禁止措置の解除と問題の根本解決を求める要望書、こちらのほうは代表者名ということではございませんで、個別にこの要望書を個人名、あるいは企業代表者名を通して、全体で100件ほど、100件出ておるところでございます。

小幡委員

全体で100件というのは、提出者の数が100件なんですか。100通来たわけじゃないでしょう。

土木管理課長

ほとんどが個別の個人名なり会社名でございますが、中には会社名等が一覧表となって提出された分もございます。100通ではございません。連名で出された分もございますので、100通来たということではございません。中には連名で提出された要望書がございます。

小幡委員

大型車両通行禁止措置を解除してくれということやから、通れるようにしてくれという要望書でしょう、これ。それにつけ加えて根本的な解決を求めるといふ要望書ですけども、結局は通してくださいよという要望ですから、まあ私もまだ見てませんので、感覚的にはやらせの通りに通りたい人たちを募ってどんどん要望書を出させたと、そういうニュアンスでいいんですかね。それとも、明確にこの要望書を提出できますか。できるかどうかだけ、ちょっと教えてください。

土木管理課長

要望書の写しは提出できます。

小幡委員

提出できるそうですので提出願いたいんですけども、委員長おはかりください。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:50

再開 11:03

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねしますが、ただいま小幡委員から要求のあつていふ資料は提出できますか。

土木管理課長

要望書の提出はさせていただきます。要望書を提出されました会社名については一覧表で提出させていただきますけども、個人名で出されている方につきましては総数で出させていただきますと思います。また、資料作成に少し時間がかかりますので、時間をいただきたいと思ひます。

委員長

おはかりいたします。ただいま小幡委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よつて、執行部に資料の提出を求めます。

一時、本件を保留して、次に質疑通告されておりました「青葉台団地について」、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

青葉台の売り払いといひますか、ここに入居者を集めたいといふことの努力をいろいろされていっておることについては承知しておりますが、フリーペーパーのチクスキの8月号に青葉台の広告を出されておられますね。これを出されて反応はどうだったのか、まずお尋ねいたします。

建築住宅課長

チクスキに掲載いたしまして、しばらく電話等の問い合わせといふのがかなりあったといふ状況でございますが、用意しておりましたパンフレット等が結構早めになくなるというような状況がしばらく続いておりました。

道祖委員

だからせっかく頑張つてやつてんだから、電話の問い合わせがおかげさまで何件ありましたとか、案内を何部用意していたらそれが何日間になくなりましたとか、そして何件売れました

とか、具体的にそういうの言ってよ。

建築住宅課長

すみません。電話の件数というのはちょっとはっきり把握しておりませんが、通常よりも多かったということと、パンフレットにつきましても自分たちでつくっておりますので、枚数につきましては20部以上がなくなったと。それから平成24年度、今年度に、それ以降でございますが、1件販売が完了しております、前日すでに着工しております。それから、現在2件、契約に向けて商談中のお話がございます。そのほかに1件、買うか買わないかというようなことで検討されている方が1件ということで、現状はそうなっております。

道祖委員

広告を出して反応があったということはいいことだと、私は思っています。ただ、広告の出し方によってはもう少し大きな反応があったんじゃないかなと。私も広告を出す出すというのを何カ月前から聞いてましたので、いつ出すんだろうと、どんなやつが載るんだろうと思ったんですけど、出て見ますと、これパッと見たときに交通機関から何メートルくらいとかいうのが表示されてないんですよ。普通、不動産は交通機関から何メートル、徒歩何分とかね、それとか学校がどういうのが何キロメートルですよとかね。これ、学校はスクールバスと書いているけれども。それと価格が区画によってはいくらからいくらと。例えば1区画で何平米で何百万円から何平米何百万円とかいうふうに表示するんですよ。それがされてないからね、何かよくわからん広告だなという思いで見たんですけど。やはり、広告料の関係で活字を減らしたんですかね。

建築住宅課長

サイズに関しましては予算の関係もございますので、もうこのサイズということになっております。それから6月に平成23年度で分譲地の購入をされた方が家を建てられました、そのメーカーが住宅の見学会をするということで、私どもといたしましてもそれにタイアップして一緒に掲載しようかなというようなことも考えましたけども、2カ月に分けてするほうがいだろうということで、うちのほうも7月に掲載をしたような形になっておりますけども。内容につきましてはもういま委員が言われますように、いろいろまだ足りないところもあるかと思いますが、今後はそのようなところもよくこの編集を考えて掲載をしていきたいと考えております。

道祖委員

これは2011年2月のWINGというフリーペーパーです。こちらは香春町が分譲し始めたやつなんですよ、その時。これと飯塚市が今度載せたやつがこれ。わかります。こちらのほうが意気込みを感じません、香春町のほうが、売るんだという。こういう意気込みでやってくださいよ。ここ見たらちゃんと詳しくね、駅から何分とかですね、学校が何分といろいろ書いているんですよ。住宅取得制度やら入れてますから、いい面もやっぱり飯塚市はあるんですよ。だから、そういうのを自信を持ってやっていかないと、やる仕事が中途半端過ぎるんじゃないかなと思いますけれど。今後どうやって、どういう意気込みで取り組んでいくのか。課長の決意、並びに部長の決意を聞かせてください。

建築住宅課長

いま委員が言われますように、香春町の情報誌の掲載につきましては担当課といたしましても昨年確認をしております。昨年も香春町に出向きまして、広報の方法、それからどういう状況かというようなこともお話を伺いに行っております。今回の香春町の情報誌の掲載につきましては、建設いたしましたメーカーといくつかの業者さんとタイアップしてその一面をつくったというような話でございます。担当課といたしましても住宅メーカー等とのタイアップをとというようなことも十分視野に入れて、今後は検討していきたいと思っております。

それから今後どのような方法でということでございますけども、まずやはり昨年度住宅の区

画を小さくしたことが今回1つは販売につながっているということもありますので、いま残っている区画をもう一度見直しをいたしまして、もう少し区画を小さくするとかいうことも考えていきたいと。それから分譲地の状況を広く詳しく知ってもらうために、専用のホームページをつくらうかなというようなことも考えております。それから今月の28日でございますが、アクロス福岡で民間の住宅誌が主催しておりますイベントがございまして、そこで住宅メーカー、またマンションメーカー等を対象に、各都市、また市町村の情報や住宅情報などを報告する機会をいただきました。その中で飯塚市の住宅事情を含めまして、青葉台分譲地、それから先ほど委員が言われますような住宅取得奨励金制度、そういうものについて発表する予定でございます。また、11月には西日本新聞社が主催します、これは仮称でございますが、九州ふるさと回帰フェアというのがございます。そういう企画にも参加をいたしまして、新聞紙面を使ったPR、それから飯塚市のイベントブースができるということでございますので、広く飯塚市のPRとまた青葉台分譲地のPRも一緒にすることにしております。また、これは適宜また現地説明会等を行いながら、広く青葉台の名前を外に出していきたいというふうに考えております。

道祖委員

分譲するときにはですね、市内の方を移すのか、市外の人を取り入れていくのかという考え方があると思うんですね。聞くところによると、香春町のほうは北九州市のフリーペーパーにも広告を出したというふうに聞いております。ご存じだとは思いますが、だから、そういうことをやはり考えながら、フリーペーパーも1社だけじゃなくて今は3つも4つもあるわけですね。広く知らしめると、知ってもらうという意味合いでどういう方法がいいかよく考えていただいて、いま課長の答弁でじっとしているんじゃないんだということだけは理解いたしましたけれど、そういう意味ではこれを参考にして、もう少しコマースを打つとき、PRをするときは規模が小さくては効果が少ないと思うんですね。やるときは思い切って金かけてでも分譲するんだということをやはりやっていただいたほうがよろしいのではないかなと思いますので、その点の工夫を、一段の工夫をお願いいたしまして、この質問は終わります。

瀬戸委員

いま青葉台の広告についていろいろ道祖委員のほうからありましたけれども、それに対して課長も答えられましたが、しっかりそういうことはやっていってもらわなくてはいけないなと思います。例えば、飯塚市はこういう件に関してアマチュアですよ。で、プロがいらっしゃるわけですよ、宅建取引業協会とか。そういうものになれば広告の出し方もちゃんとわかるはずなんですね。物件概要というのはきちっと載せ方がありますので、いま言った交通とか学校までの距離とか、いろんなね、スーパーまでの距離とか、当然これは載せなくてはいけない。それを自分のところで作ろうとするから、そういうミスが出てくる。おまけにいま住宅新築補助金ですか、が出るわけですから、そういうものが使えるんだったら、地元の建設業者さんで建てれば50万円までとか、何かいろいろありましたよね。そういうのであれば、地元の建売メーカー、地元で建て売りをやっている工務店等、そういう住宅会社ですか、等に協力をさせて、飯塚市はチラシは打ちますよと、それで建て売りを一緒にしていただだけませんかとかいう、そういうところにね、プロはプロに任せればいいですよ。そうすれば、もっと足も早いし、それなりにお客さん、それぞれ皆さん持ってあるわけですから、そういうことを含めて次回ですか、やられるときはぜひそれも含めたところでやっていただきたいなと要望しておきます。

委員長

次に、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

暫時休憩いたします。

休憩 11 ; 17

再開 11:25

委員会を再開いたします。

資料が届きましたので、土木管理課長、説明をお願いいたします。

土木管理課長

資料について説明させていただきます。まず飯塚市長あてに出されております要望書、住所、会社名、氏名等はちょっと黒塗りでさせていただいておりますけれども、こちらが要望書の中身でございます。提出されております枚数といたしましては、次に一覧表を出させていただいておりますけれども、61社、それと個人で25名です。先ほど100という数字を報告いたしましたけれども、これはこちらの企業者名の中で出された、連名で出された数字をカウントいたしまして、総数的に100という数字で確認をしております。資料については説明を終わらせていただきます。

委員長

それでは、改めて明星寺市道問題について質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

資料ありがとうございました。いま要求しました根本解決を求める要望書、黒塗りで、2枚目が業者一覧表、ずっと出てますね。この方々、まあ業者名で61社と飯塚の指名業者もかなり入っておりますが、この61社、まあ個人名の25名は別として、ほぼコピーいただいた要望書は同じで、これに署名が、この業者が署名として連ねていたということでしょうか。

土木管理課長

そのとおりでございます。

小幡委員

個人は同様でしょうか。

土木管理課長

個人の方も住所名、それと一応会社名を書かれてある方もございますが、個人名として要望書を提出されております。

小幡委員

では通常、この文章に連名でザザーっと業者名と個人名とあったという理解でよろしいですね。そういうことでありますと、課長のほうでこの要望業者一覧表、この61社の方々に要望書に対する、何と申しますかね、本当に通してもらいたいのかとかというような確認は、この61社にとられましたか。

土木管理課長

個別に各提出者にそれぞれの確認ということは、現在のところはしておりません。

小幡委員

ということは、確認してくださいじゃないですけど、私が個人的に知った業者に確認したら頼まれたから書いたというレベルの方と、本当に利用しているのだからここを通してほしいという要望した方と、さまざまだと思うんですが、市としましては、先ほど関連で異議申立書なんかが出ておりますので、通常的には第三機関への、まあ裁判とか、そちらの方向に進んでいくような準備をされているのかというようなふうに見受けられるような経過なんですけどね。どちらみち、そこんところは把握されておいたほうがいいのかと思うんですよね。なるべく、これは希望ですが、確認をされることのできるならさせておいたほうがいいですよ。

もういろいろ聞いても、また個人的に課長に相談しますが、慣例的にこういう飯塚市の指名業者と将来抗争、争うことになったと、結果的には。飯塚市を相手取ってかどうかわかりませんがね。先の話で、想像でいいんですけど、こういった事例で過去に指名業者と飯塚市が裁判でもめたと。この指名業者に対しては感情的にですよ、私が仮に市長ならそんなところを指名業者として認めないと。それは解除できるんですか。指名業者として、何か解除できる、も

しくは指名業者から外す要件、そういうのがあれば調べておいてください。いま回答はいりません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

瀬戸委員

いま資料の中で要望書及び異議申立書が3部ですかね、2通と1通、7月20日の分と7月26日の分。この異議申立書に対して、飯塚市としてはどのような対応をとられますか。

土木管理課長

この通行認定取消処分、それから大型車通行中止措置命令に対する異議申立書、全部で3件出ております。これは事業者のほうで代理人を立てられまして、弁護士のほうから異議申立書が送付されておりますことから、この内容の回答につきましては顧問弁護士と協議を行いながら、法律的見地に立った回答書の作成を顧問弁護士のほうへお願いしたいと考えておるところでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

松延委員

顧問弁護士、私聞こうかなと思ってたんですが、していきたいということの言葉ですけど、まだされてないんですか。もう、これ出してから大分時間たってますよ。それだけははっきり言うてください。

土木管理課長

出た段階ですぐに弁護士と協議をいたしておるところでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

ちょっと再確認。先ほど指名業者の件をちょっと尋ねましたけども、いま問題になってますね。嘉飯山砂利建設さんと太平建設さんでしたか。これは飯塚市の指名業者で間違いはないですね。記憶の中で、今年度中に多分それぞれ工事を請け負われておりますが、5、6千万円台ぐらいの。そういう指名業者であることに間違いはないかだけ教えてください。

土木管理課長

太平建設に関しましては指名業者であります。嘉飯山砂利建設はもともと運送業者でございますので、ちょっと確認は現在のところできておりません。

嘉飯山砂利建設は市の指名業者ではございません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

よって、報告を受けることに決定いたしました。

「地方分権一括法の施行に伴う「義務付け・枠付け」の見直しに係る条例制定について」の報告を求めます。

建築住宅課長

「地方分権一括法の施行に伴う「義務付け・枠付け」の見直しに係る条例制定について」、報告をいたします。お配りしております資料のように、建築住宅課をはじめそれぞれ担当課が違っておりますので、資料の順で報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに建築住宅課でございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴いまして、公営住宅法についてもこれまで各政省令で定められておりました施設整備基準及び入居者資格基準について、市が条例で定めることとなっております。本市には県営住宅と市営住宅が混在をしております。福岡県の改正内容並びに近隣市町村の状況を把握しながら、できる限り早期の本会議への上程を行うべく現在作業を進めているところでございますが、今のところ福岡県では県営住宅条例の改正を12月議会に上程をされるというような予定になっておりまして、現在その改正内容の把握に努めているところでございます。

土木管理課長

同じく土木管理課のほうで所管しております道路法、河川法、下水道法、高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について、これまで各政省令で定められておりました道路構造や河川管理施設等の構造の技術的基準、また道路標識の基準等について、市が条例で定めることとなっております。本市には管理しております道路、河川等がありますので、福岡県の制定内容並びに近隣市町村の状況を把握しながら、できる限り早期の本市議会への上程を行うべく作業を進めておるところでございます。福岡県のほうではこの道路の構造の技術的基準等の条例制定につきましては9月議会に上程される予定になっておりまして、現在その制定内容の把握に努めているところでございます。

都市計画課長

都市計画課が行います条例制定といたしましては、資料の左端にあります3番の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、特定公園施設の新設、増設等を行うときは都市公園移動等円滑化基準に適合した園路及び広場、駐車場、便所等の12項目の設置基準が定められております。次に、5番の都市公園法及び同施行令では、都市公園の設置基準として住民1人当たりの都市公園の標準敷地面積と都市公園の配置及び規模の設置基準が、また都市公園の建築物の建築面積割合基準では公園内の建築物に対して建ぺい率が定められており、特例としての基準も定められております。このそれぞれの設置基準を参酌すべき基準として踏まえ、市の条例で設置基準を定めることとしております。

現在の進捗状況につきましては、市内には筑豊緑地も県管理の緑地もございますので、福岡県の条例も参照する必要があることから、福岡県が9月議会に上程予定の改正内容、並びに近隣市町村の状況や市内都市公園の現状の把握等を行っており、できる限り早期の本市議会への上程を行うべく作業を進めているところでございます。

上水道課長

上水道課では、第2次一括法の施行に伴い水道法が一部改正されまして、これまで政令で定められていた水道法第12条の水道の布設工事監督者を配置する工事、同じく第12条の水道の布設工事、監督者の資格基準及び第19条の水道技術管理者の資格基準につきまして、自治体ごとに条例で定めることとなっております。条例制定の基準につきましては、参酌すべき基準を十分に参照し、あわせて近隣自治体との意見交換を行いながら条例の制定を行いたいと考えております。法の施行に伴い、経過措置が平成25年3月31日までとなっておりますので、できる限り早期の本会議への上程を行うべく現在作業を進めておるところでございます。

下水道課長

下水道事業において、1 公共下水道の排水施設、処理施設等の構造の技術上の基準、

2 終末処理場の放流水の水質検査等に関する維持管理の基準については条例で定めることとされました。これらの基準については政令で定められていますが、この政令で定める基準を参酌して、自治体ごとに条例で定めることとされています。現在、県下水道課、県内で下水道事業を行っている市等と意見交換を行い、政令で定めている基準内容等を検討していますが、旧法の規定が適用される経過措置が平成25年3月31日までとなっていますので、できる限り早期に議会に上程を行うべく作業を行っております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

今1番から7番まで説明を受けましたけど、まず参酌するということが参酌基準ということで、全部国の基準の印が入っていますが、参酌という意味をもう一度ちょっと、きちっと聞かせてください。

都市計画課長

参酌という意味でございますけども、「参酌すべき基準とは、十分に参照した上で判断しなければならない基準のこと」ということでございます。

瀬戸委員

あくまでも地方分権一括法で、いわゆる市である程度決められるということですよ。いろんなものを参照して、長所を取り入れてつくることができる。今ザッと説明を簡単に聞きましたけど、いわゆる住宅であれば施設整備基準とか入居者の資格基準とか、どういうふうに参酌して条例をつくっていくのか、改正していくのかとかもあるんですけど、1つずつちょっと詳しく聞いてみたいと思うんですけど、全てに対して。当然、今さっき言われた国の基準からということで、いろんなことでそれを超えることはできないというのはわかりますけど、じゃあ飯塚市がどういうふうに考えて参酌してね、他市町村のいいところを取り入れて、こういうをつくらうと。例えば、住宅であれば前から言っているように、困った方を最優先に入れていこうとかいうことがありましたよね。いま市長の判断によってはそういうことができると思いますけど、やっぱり火災の後とか、水害の後の方は優先して入れるというのはありますけど、お年寄りで4階に住んである方が1階に下りたいと、どうしても上がれない、病気で上まで上がることができないとか、そういうこともいろいろ入居者資格、資格基準でないけど入居者の中でもいろいろあると思うんですね。そういうことを含んでもいいのか。どういうことを書いていかれるのか、全然私たちわかりませんので、一度、委員長、これに関してですね・・・

委員長

最初の説明の中で、今からやっていくという説明をしたわけですが、今その質問をされても、答えが出ないんですよ。

瀬戸委員

やっていくんだしたら、そのやっていく過程でどういうものをどういうふうに書いていくかということを知りたいので、まあ勉強会なり、いま全部詳しく聞いてもしょうがないので、一つ一つ、ここに挙がっているほかにもあるのかなのか知りませんが、勉強したいなと思っておりますので、その取り計らいを委員長のほうからしていただければと思います。参加される方、参加されない方いらっしゃるでしょうけど、ぜひお聞かせ願いたいなと思います。

委員長

私のほうで考えますので、一任ください。お願いします。

他に質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成24年7月13日からの集中豪雨による災害について」の報告を求めます。

農業土木課長

平成24年7月13日からの集中豪雨による災害について報告いたします。平成24年7月13日から翌14日にかけての梅雨前線豪雨により発生した公共災害及び農林業土木災害状況について、配付資料に基づき一括して報告いたします。

資料は「飯塚市内集中豪雨災害箇所一覧表」というふうになっております。なお、この資料中の件数につきましては、現在調査集計中でありますので、現時点のものを記載させていただいております。今後変わることがあるということで、申し添えておきます。

今回の豪雨は、内野地区において、最大24時間雨量で13日15時30分から14日15時30分にかけての299ミリメートル、最大1時間雨量で14日4時20分から5時20分の78ミリメートルを観測しています。

災害の発生状況は内野地区を中心に発生し、他地区においては軽微なものとなっています。

公共土木災害では、河川75カ所、道路69カ所の144カ所が被災し、国庫災害を除く箇所について、早期復旧に向けて取り組んでいるところです。なお、国庫災害復旧箇所の内訳は、河川5カ所、道路3カ所の計8カ所となります。

農林業土木災害では、農業用施設、農地、林道で、おおむね400カ所の被災箇所を確認しております。集約の結果、356カ所となっています。また、緊急性を伴うものについては、現在応急工事を約30%程度完了するとともに、補助災害申請の67件については申請手続の準備を進めているところです。

今後、公共・農林両災害では国の災害査定終了後に随時、災害復旧工事を実施する予定でございます。

なお、激甚災害指定については、7月31日に閣議決定、8月3日に公布されています。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

松延委員

補助申請をしているのが67件ということですが、応急措置等も含め、これは軽微なものということでの今のお話ですけれども、災害優先で早急にやっていただきたいと思うんですね。補助申請が67件ということで時間もかかりましようけれども、この67件、だいたい市が判断した上での申請だと思いますけど、だいたい100%いけますか。

農業土木課長

いま現在、目測による確認をやった段階での災害箇所としての判断をとっております。これが査定を受ける中で若干の動きは出るかとは思いますが、67カ所、100%の査定をとっていきたいというふうに思っております。

松延委員

そしたらですね、単独災害箇所、それと応急措置については今どれだけ予算があるかわかりませんが、9月で補正をしなければなかなか事業が進まないというふうな状況じゃないかなという気がしてなりませんので、その点はやはり住民の方に、農業にしても道路、河川にしても生活の上で必要不可欠ですから、できるだけ市民に答えるようにやっていただきたいということを要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

上下水道部 総務課長

上下水道局から、工事請負契約の締結につきまして、お手元にお配りしております資料により、報告いたします。

A 4 横書き「工事請負契約報告書」と記載しています資料をお願いします。今回報告します請負契約は2件で、太郎丸浄水場送水ポンプ施設改良（機械その1）工事については指名競争入札で、終末処理場内揚水ポンプ場改築（電気）工事については条件付き一般競争入札により契約を締結するものです。入札の執行にあたりましては業者選考委員会で審議し、指名競争入札参加者指名基準、建設工事条件付き一般競争入札実施要領に基づき、入札を行っております。

資料1ページの太郎丸浄水場送水ポンプ施設改良（機械その1）工事は機械器具設置工事で、6月15日に入札を行い、7712万7750円の予定価格に対して6555万7800円、落札率84.99%で、株式会社オカベ工事が落札しました。この入札については、6者の同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きで落札者を決定しております。

次に、資料2ページの終末処理場内揚水ポンプ場改築（電気）工事は電気工事で、6月26日に入札を行い、9564万5550円の予定価格に対して9082万5000円、落札率94.95%で、株式会社安川電機が落札しました。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付しております資料によりご報告いたします。今回、報告をいたします工事につきましては、黒岩・堤田線道路新設（3工区）工事でございます。入札の執行につきましては条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において土木一式工事の1等級及び2等級に格付けされる要件等を決定いたしまして、7月13日に入札公告を行いまして、7月31日に入札を執行いたしております。その結果でございますが、38社による入札の結果、予定価格5706万5400円に対しまして、落札額4840万5千円、落札率84.82%で古藤組が落札しております。なお、今回の入札につきましては、変動型最低制限方式によって落札者を決定したものでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

直接に関係あるのかどうかわかりませんが、ちょっと聞きたいのでお尋ねいたします。これ1等級全部と2等級ということでおっしゃってましたけど、1等級はS1ですか、今できているけど、それは1等級の中でS1はもう1等級の中、1等級の中と決めたの。そのS1とその普通の1等級とどういう違いがあるんですか。

契約課長

S1等級も1等級も同じ1等級ですけれども、その中で位置づけとしてS1等級というものを持っているものであります。そのS1等級は予定価格1億5千万円以上の工事につきましてはS1等級のみで、品質の確保ということでさせていただくようにしております。ただ、今までS1等級は発注はあっておりません。

瀬戸委員

こういうことを聞くのは全然所管が違うと言われるかもわからんけど、S1等級をいつつくって、一時試行的にとかいう話でできたのかどうか知りませんが、1億5千万円以上と1等級の中でも、今回その変動型ですすね、その2等級までして、その1億5千万円、ちょっとは

つきりわからん。S1と1等級と同じ中にあるとおっしゃいましたよね。1億5千万円にはS1しか入らないと。その意味がちょっとよくわからんとですけどね。S1と分けて1等級は1等級で2等級という格好ですれば、今回の変動型もS1を切り離して1と2が入れば、数は少ないわけですよ、もう少し。どうして、その1等級の中にS1等級と1等級があるのか、ちょっと意味がよくわからないですけどね。ただ金額で分けましたみたいな話で。今から大型案件がたくさん出ますよね。学校にしるおそらく関連した事業にしるですね。ただS1は多分10者か12者、前みたいに決めたんですよ。その人たちは高い金額がたくさん今から入っていくけど、そのためにつくったような感覚がするんですけど、それはどうなんですか。じゃなければ、S1を切り離して1と2で今回の変動型をさせるとか。そしたら2等級の中にA2とか、3等級もS3とか3とか分ければいいじゃないですか。12者ずつとか分かれていくわけでしょう。何のためにそういうふうにしたのか、意味がわからない。これは委員会の所管が違いますので言い置きますけど、また次回、何かの機会に聞かせてもらいたいと思います。ちょっと後で個人的にいいですから、返事をください。

委員長

これは総務委員会の所管なので。ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市の管理道上における車両損傷事故について」の報告を求めます。

土木管理課長

市の管理道上における車両損傷事故について、ご報告いたします。配付しております資料をご参照ください。事故発生日時は平成24年6月2日、午後6時頃でございます。事故発生場所は飯塚市目尾、遠賀川にかかっておりますJR鉄道橋の下流、左岸側の市の管理道路でございます。本件事故は24年6月2日午後6時頃、目尾地内の市の管理道路におきまして、当事者が目尾から小竹方面へ走行中、対向車と離合の際、側溝蓋上を通過したところ、側溝蓋が破損し、車両左側の後輪タイヤ、サスペンション等を破損させたものでございます。この事故によります市の過失割合は30%で示談が成立しており、当時者車両の損害賠償額は22万8千円のうち、市の過失30%であります68,400円となっております。

道路の点検、補修につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけてまいります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」の報告を求めます。

穂波支所 経済建設課長

市道上における車両損傷事件について、ご報告いたします。お手元に配付しております資料をお願いいたします。本件事故につきましては、平成24年7月15日、日曜日、午前10時30分ごろ、市道 弁分・労災病院線を飯塚市立病院から弁分一区方面へ走行中、弁分一区バス停車前100メートル付近で、長さ0.9メートル、幅0.4メートルのポットホールにタイヤが落ち、右側前輪タイヤが破損したものです。

なお、7月13日の金曜日には現場においてポットホールはなかったことを職員が確認しておりまして、13日夜半から14日の土曜日にかけての大雨による影響で、当市道における弱い部分、いわゆる亀の甲になった所、一部補修した部分もありますが、その所が急速に穴ぼことなったものと考えられます。

事故当日の15日の日曜日は市民からのポットホールの通報が3件ありまして、穂波支所の宿直から連絡が入り経済建設課職員が駆けつけて補修をしたところでございますが、本件事故のポットホールにつきましては通報がなく、確認できておりませんでした。

この事故によります損害賠償につきましては、現在当事者と協議中でございます。

道路の点検補修につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼び掛け、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した場合は迅速に対応しておりますが、さらに気をつけてまいります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

ポットホールの件なんですけれども、先ほどの車両損傷事故についてもそうですけれども、道路管理には大変ご苦労されているのは承知しております。ちょっとお尋ねしたいのは、今ポットホールの話が出ましたので、このポットホールというのができる所はだいたい決まってるんですか、決まってないんですか。

穂波支所 経済建設課長

やはり老朽化したアスファルト舗装面、そういった所に亀の甲といいますか、亀の甲羅のように老朽化した部分が出てきますが、そういった部分が特に雨に弱いと申しますか、それとか、いわゆる一時補修、常温合材で一時的に穴ぼこを補修した所、こういった所が一番穴ぼこができやすいと、補修箇所がやはり一般的にポットホールになりやすいというふうに考えております。

道祖委員

要は、これは穂波のことでお尋ねしておるんですけれど、これは全般なんですよね。だから、穂波支所の課長が答えるよりも、全般を代表してどなたか答えていただきたいんですけれども。このごろやっぱり雨が激しくなって、アスファルトはどうしても分離して、亀の甲の状態になってくる、古くなるとですね、水が浸透して。そこに大型車両やらが通れば、クラックが入っていく。そういう傾向にあるんじゃないかと思うんですよね。維持管理費がやはり不足してきて、いま道路の新道をつくるというよりも維持管理費ですよ。これをやはり増額して、随時舗装の維持、道路の維持に努めていかないと。件数がこのごろ多いですよ。そういう面で考えると、根本的に考えていかないとだめなんじゃないかと思えますけど、その点についてどう思いますか。

土木管理課長

委員からご指摘のように、土木管理課、市道を維持管理しておる所では、日常の維持管理を行っております。道路パトロール等を行いまして、ポットホール等の早期発見、早期補修して事故がないような形でやっておりますが、全般的に市内全域ですね、旧飯塚市とか、旧町とかいうことではありませんで、市内全域におきましてこういった舗装の耐用年数といいますか、耐用している時期を過ぎている箇所がたくさんございます。そして、いま事故等の話にあがっておりますこのポットホールにつきましては、舗装のそういった劣化によります亀の甲状のひび割れによりまして、特にこういった梅雨時期の雨等で浮いた状態になります。そこを車両等が通りますと、どうしてもそこがはがれてポットホールができると。こういったことで、日常の維持管理に追われているところでございますが、そうは言いましても、全体的な舗装の耐久性の向上といいますか、延命といいますか、そういったことを含めて全体的な今の舗装構造の見直し等も含めた中で、順次、予算の中で計画的な道路の整備という部分につきましては、当課のほうで行っていきたいと思っております。

道祖委員

苦しい答弁ありがとうございます。維持費が足りないのは事実だと思いますよ。ちょっと例

をあげますと、鯉田の浦田のガード下、陸上競技場に上がる道路ですね、ガード。あそこがだんだんだんだん激しくなっているんですよ。今年何回直したか。雨が降ったらもう穴が開いているんですよ。しかも穴の深さが激しくなっている。そういうことを見ていたら、やはり根本的に直していかないといけない所は、きちっと直していくべきだと思います。で、もうあなた方はちゃんと道路管理者として道路ができて何年、道路舗装を何年にかけた、どこまでかけたというのは把握していると思います。だいたい舗装をかけて5年でしょう。違ったですかね。だいたい5年ぐらいで悪くなっていて、10年ぐらいであれですか、それ以上の所は結構あるんですよ。で、いま車がしょっちゅう通っている所だからいいんですけども、団地の中にもやっぱり亀の甲ができてくる所が多く見られるんですよ。これは保険で払われるから大丈夫だといいいながらも、先ほどの側溝蓋の例をとると、車を落としたほうはやっぱり何万円か手出しをしないとイケないというような状況も出てきます。市民にとっても事故はやりたくないと思っていますよ。だから、そういう面で考えたら道路維持のあり方について、やはり考えていかななくてはイケない。担当部署は上のほうに予算要求をどんどんしていったほうがいいんじゃないですか。以上、そういうことを思っていますので、終わります、これで。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。